



2多都都第 号  
令和2年10月●日

多摩市長 阿部裕行 殿

多摩市街づくり審査会  
会長 中林一樹

多摩都市計画道路の変更（東京都決定）について  
（答申）

多摩市街づくり条例第34条第5項の規定に基づき、令和2年9月23日付、2多都都第622号で諮問のあった下記の事項について、多摩市街づくり審査会で審議した結果を、下記のとおり答申する。

記

【諮問事項】

多摩都市計画道路の変更について（多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線）

【審査会の意見】

この度の諮問は、多摩都市計画道路の車線数、構造（地表式、掘割式及び地下式から地表式及び地下式）線形等の都市計画変更に関わる事項ではあるが、身近な市民生活に係るものであることと、連光寺・若葉台里山保全地域の地下を通過する道路であることから、市民生活と生態系に優しい道路であってほしいという街づくりの観点から、以下、審査会の意見を述べる。

なお、市は当該意見を踏まえ、引き続き都と協議を継続すること。

都は、実施する都市計画変更により、都市計画法第53条等の制限などによって市民に影響が出る場合は、市民に対して丁寧に対応すること。また、工事施工中の騒音・振動、周辺の希少な生物の生息(育)環境への配慮も十分に行うこと。